

整理番号

1. この異動届出書は、給与支払報告に係る給与所得者異動届出書と特別徴収に係る給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。
2. この異動届出書は、給与の支払をしなくなった日の属する月の翌月の10日までに海南市役所へ提出してください。
3. 異動の日が1月1日から4月30日までの間の場合は、残りの税額は、原則として一括徴収となります。